

第100回

定時株主総会招集ご通知

 日時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時

 場所 富山県南砺市井波1番地1 当社本店

議決権行使期限：平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役9名選任の件
- 第5号議案 監査役補欠者1名選任の件

目次

第100回定時株主総会招集ご通知	P. 1
株主総会参考書類	P. 2
事業報告	P.11
連結計算書類	P.29
計算書類	P.42
監査報告	P.51

株主各位

富山県南砺市井波1番地1
(本社大阪事務所 大阪市北区堂島1丁目6番20号)

大建工業株式会社
取締役社長 億田正則

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山県南砺市井波1番地1 当社本店
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第100期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第100期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 株式併合の件
 - 第3号議案 定款一部変更の件
 - 第4号議案 取締役9名選任の件
 - 第5号議案 監査役補欠者1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.daiken.jp/>）に掲載させていただきます。

第1号議案 剰余金処分の件

当社の資本政策は、自己資本当期純利益率（ROE）を重視した効率的な経営に努め、株主還元の実と財務の健全性及び戦略的投資のバランスを最適化することで、企業価値の向上を図ることを基本としております。また、株主還元方針としましては、配当性向30%以上を目標とし、業績に連動した利益還元を目指しつつ、安定的な配当の維持に努めております。

第100期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金4円75銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は572,455,057円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	平成28年6月27日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、平成28年5月23日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生ずるときは、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

79,643,600株

5. その他

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役会に関する規定に関して、取締役会の運営の柔軟性を確保するため、招集権者及び議長の定めについて代表権を要件としないこととし、文言の削除を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>②～④ (条文省略)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>②～④ (現行どおり)</p>

第4号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。


取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	 <p>さわき りょうじ 澤木 良次 (昭和23年1月20日生)</p> <p>再任</p>	昭和45年 3月 当社入社 平成11年 6月 取締役 平成14年 6月 常務取締役兼常務執行役員 平成17年 4月 取締役兼専務執行役員 平成17年 6月 代表取締役(現在) 専務取締役兼専務執行役員 平成17年10月 営業本部長兼事業本部長 平成19年 4月 営業本部長 平成20年 6月 取締役社長兼執行役員社長 平成26年 4月 取締役会長(現在)	162,000株
<p>(取締役候補者とした理由等)</p> <p>澤木良次氏は、平成20年6月に取締役社長に就任し、顧客本位の事業構造改革を完遂しました。また、平成26年4月から取締役会長に就任し、経営者としての豊富な経験と幅広い人脈により当社の事業拡大に寄与しております。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	 <p>おくだ まさのり 億田 正則 (昭和25年4月25日生)</p> <p>再任</p>	昭和49年 4月 当社入社 平成19年 4月 執行役員 平成20年 4月 上席執行役員 平成20年 6月 取締役兼上席執行役員 平成21年 4月 取締役兼常務執行役員 平成22年 4月 住建営業本部長 平成23年 4月 営業本部長兼新規開発営業部長 平成23年 6月 営業本部長兼新規開発営業部長兼東京本部長 平成24年 4月 取締役兼専務執行役員 東京本部長 平成25年 6月 代表取締役(現在) 専務取締役兼専務執行役員 平成25年10月 調達改革本部長兼東京本部長 平成26年 4月 取締役社長兼執行役員社長(現在)	66,000株
<p>(取締役候補者とした理由等)</p> <p>億田正則氏は、平成26年4月に取締役社長に就任し、当社の将来ビジョンを明確に掲げ、企業価値向上に向けた意思決定を迅速に行っております。同氏の幅広い識見により裏打ちされた経営手腕は当社の企業価値向上に必要な不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	 <p>しばや たつお 渋谷 達夫 (昭和29年10月30日生) 再任</p>	<p>昭和53年 4月 当社入社 平成13年 4月 東京営業部長 平成21年 4月 東部営業統轄部長 平成22年 4月 執行役員 東部住建営業統轄部長兼東アジア営業部長 平成23年 4月 上席執行役員 住機製品事業部長 平成24年 4月 常務執行役員 平成24年 6月 取締役兼常務執行役員 平成25年 4月 住空間事業統轄部長兼住機製品事業部長 平成26年 4月 住空間事業統轄部長兼調達改革本部長 平成27年 4月 国内事業本部長兼調達改革本部長 平成27年10月 国内事業本部長兼調達改革本部長兼秋葉原テクニカルスペース部長 平成28年 4月 取締役兼専務執行役員(現在) 国内担当兼S R 営業推進部長(現在) 研究開発担当(現在)</p>	30,000株
<p>(取締役候補者とした理由等) 渋谷達夫氏は、平成24年6月に取締役に就任し、主に国内事業、物流及び調達改革の担当を務め、製販一体化による合理化を推進しました。同氏の事業全般に関する深い知見は当社の持続的な利益の創出に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	 <p>かとう ともあき 加藤 智明 (昭和32年1月20日生) 再任</p>	<p>昭和55年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成15年 4月 同社木材・建材部長 平成20年 4月 同社森林資源・製品部長 平成21年 4月 同社木材・建材部長 平成21年 6月 当社取締役 平成23年 4月 伊藤忠商事株式会社生活資材・化学品経営企画部長 平成24年 3月 同社退社 平成24年 4月 当社取締役兼常務執行役員 海外事業統轄部長 平成24年10月 MDF事業統轄部長兼海外事業統轄部長兼海外営業部長 平成25年 6月 ホクシン株式会社 社外取締役(現在) 平成26年 4月 当社MDF事業統轄部長兼海外事業統轄部長兼東京本部長 平成27年 4月 海外事業本部長兼東京本部長 平成28年 4月 取締役兼専務執行役員(現在) 海外担当兼海外事業本部長兼東京本部長(現在) 危機管理、情報管理担当(現在)</p>	54,000株
<p>(取締役候補者とした理由等) 加藤智明氏は、平成21年6月に取締役に就任し、海外事業の担当として海外子会社を掌握し、東南アジアでの事業拡大を推進しました。同氏の海外情勢に関する知見は当社のグローバル市場への展開に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	 <p>てるばやし たかし 照林 尚志 (昭和31年6月13日生)</p> <p>再任</p>	昭和55年 4月 当社入社 平成17年 4月 北海道営業部長 平成20年 4月 マーケティング部長 平成22年 4月 総務人事部長 平成23年 4月 執行役員 平成24年 4月 上席執行役員 平成25年 4月 総務人事部長兼秘書室長 平成25年 6月 常務執行役員 平成25年 6月 経営企画部長兼秘書室長 平成25年 6月 取締役兼常務執行役員(現在) 平成26年 4月 経営企画部長兼新規事業開発室長兼秘書室長 平成27年 4月 財務経理部長(現在) 平成28年 4月 貿易管理、I R担当(現在)	23,000株
<p>(取締役候補者とした理由等)</p> <p>照林尚志氏は、平成25年6月に取締役に就任し、経営企画をはじめとする本社部門の担当として、ガバナンスの強化を推進しました。同氏の幅広い職務経験及び豊富な知見は当社の持続的な企業価値向上に必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	 <p>はりま てつお 播磨 哲男 (昭和32年11月7日生)</p> <p>新任</p>	昭和56年 4月 当社入社 平成16年 4月 九州営業部長 平成18年 4月 近畿営業部長 平成21年 4月 西部営業統轄部副統轄部長 平成22年 4月 東部住建営業統轄部副統轄部長 平成23年 4月 執行役員 平成23年 4月 住建営業統轄部長 平成24年 4月 上席執行役員 平成25年 4月 常務執行役員(現在) 平成25年 10月 エコ事業統轄部長 平成27年 4月 エンジニアリング事業本部長兼特需営業本部長(現在)	22,000株
<p>(取締役候補者とした理由等)</p> <p>播磨哲男氏は、平成23年4月に執行役員に就任し、主に営業部門の担当として、重点市場である公共・商業建築分野及び住宅リフォーム市場の事業拡大を推進しました。同氏の幅広く深い知見による事業執行力を取締役として経営に活かすことは、当社のさらなる事業拡大に寄与するものと判断しております。つきましては、新任の取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	 <p>すずき けん 鈴木 憲 (昭和39年8月3日生) 再任</p>	<p>昭和62年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成12年 4月 同社木材・建材部シブ事務所長(シブ駐在) 平成14年 6月 伊藤忠インターナショナル会社出向生活資材・化学品部門シアトル事務所長(シアトル駐在) 平成15年 1月 同社出向生活資材・化学品部門伊藤忠カナダ会社バンクーバー支店長(バンクーバー駐在) 平成19年 4月 伊藤忠商事株式会社木材・資材部素材課長 平成20年 4月 同社森林資源・製品部チップ・原木課長 平成21年 4月 伊藤忠建材株式会社出向 平成22年 4月 伊藤忠商事株式会社木材・建材部 平成25年 5月 同社木材・建材部兼株式会社ハーツマルハラ出向(代表清算人) 平成27年 4月 同社木材・建材部長 伊藤忠建材株式会社 取締役(現在) 平成27年 6月 当社取締役(現在) 平成28年 4月 伊藤忠商事株式会社生活資材第一部長(現在)</p>	0株
(取締役候補者とした理由等) 鈴木 憲氏は、平成27年6月に取締役に就任し、取締役会においては主に木材建材分野のプロフェッショナルとしてグローバルな視野から積極的な発言を行っております。同氏の木材に関する豊富な知識・経験は当社が目指す「サステイナブルな社会の実現に貢献する」ために必要不可欠であります。つきましては、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
8	 <p>あいはら たかし 相原 隆 (昭和30年10月17日生) 再任 社外 独立役員</p>	<p>平成11年 4月 関東学院大学経済学部経営学科教授 平成13年 4月 関西学院大学法学部・大学院法学研究科教授(現在) 平成15年 8月 宝印刷株式会社 取締役 平成16年 4月 関西学院大学法科大学院兼任教授 平成18年 3月 アーバンライフ株式会社 社外監査役 平成20年 2月 弁護士登録(東京弁護士会)(現在) 平成22年 6月 当社社外監査役 平成23年 6月 当社社外取締役(現在)</p>	1,000株
(社外取締役候補者とした理由等) 相原 隆氏は、平成23年6月に社外取締役に就任し、大学教授及び弁護士としての幅広い見識と高度な専門的知識により積極的に助言・提言を行い、取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。同氏の企業経営に関する豊富な知識・経験は当社グループのガバナンス向上において必要不可欠であります。つきましては、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
9	 <p>みずの こうじ 水野 浩児 (昭和43年6月29日生)</p> <p>再任 社外 独立役員</p>	<p>平成 3年 4月 株式会社南都銀行入社 平成18年 3月 同行退社 平成18年 4月 追手門学院大学経営学部専任講師 平成22年 4月 同大学経営学部准教授 平成23年 4月 独立行政法人中小企業基盤整備機構企業連携アドバイザー(現在)</p> <p>平成23年 6月 当社社外監査役 平成26年 4月 追手門学院大学経営学部・大学院経営学研究科准教授</p> <p>平成27年 6月 当社社外取締役(現在) 平成28年 4月 追手門学院大学経営学部・大学院経営学研究科教授(現在) 追手門学院大学ベンチャービジネス研究所所長(現在)</p>	2,000株
<p>(社外取締役候補者とした理由等)</p> <p>水野浩児氏は、平成27年6月に社外取締役に就任し、大学教授としての高度な専門的知識に裏打ちされた助言・提言を積極的に行い、取締役会の適正な意思決定の確保に貢献しております。同氏の企業経営に関する豊富な知識・経験は当社グループのガバナンス向上において必要不可欠であります。つきましては、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 相原 隆及び水野浩児の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 相原 隆氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。なお、同氏は、平成22年6月から平成23年6月までの間、当社の社外監査役として就任しておりました。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。なお、同氏は当社の定める「独立性判断基準」を満たしております。
4. 水野浩児氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、同氏は、平成23年6月から平成27年6月までの間、当社の社外監査役として就任しておりました。また、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。なお、同氏は当社の定める「独立性判断基準」を満たしております。
5. 当社は、鈴木 憲、相原 隆及び水野浩児の各氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。なお、鈴木 憲、相原 隆及び水野浩児の3氏の再任が承認された場合には、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社の定める「独立性判断基準」の全文につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.daiken.jp/d/governance/independence_standards.html)に掲載いたしております。

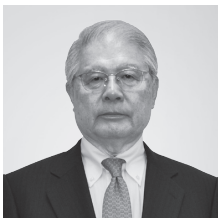
第5号議案 監査役補欠者1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め監査役補欠者1名の選任をお願いするものであります。

なお、平成27年6月26日開催の第99回定時株主総会において選任されました監査役補欠者吉村徳一郎氏の選任決議の有効期間につきましては、本総会終結の時までといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
 <p>うづか としお 宇塚 俊夫 (昭和22年12月11日生)</p> <p>社外</p>	昭和46年 4月 東陶機器株式会社(現TOTO株式会社)入社 平成12年 6月 同社常務執行役員 平成13年 6月 同社取締役常務執行役員 平成14年 6月 同社取締役上席常務執行役員 平成16年 6月 同社取締役専務執行役員 平成18年 6月 同社代表取締役副社長 平成21年 4月 同社代表取締役 副社長執行役員 平成22年 4月 同社顧問 平成22年 6月 当社社外監査役 平成26年 6月 当社社外監査役退任	0株

(監査役補欠者の候補者とした理由等)

宇塚俊夫氏は、平成22年6月から平成26年6月までの間、当社の社外監査役として就任しておりました。現在の社外監査役に事故あるときはその補欠として、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待しております。

つきましては、監査役補欠者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宇塚俊夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、宇塚俊夫氏が社外監査役に就任することとなった場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。なお、同氏は当社の定める「独立性判断基準」を満たしております。
4. 当社の定める「独立性判断基準」の全文につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.daiken.jp/d/governance/independence_standards.html)に掲載いたしております。

以上

1 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国経済は、年度後半に弱さがみられる場面もありましたが、企業収益や雇用情勢が改善するなど、総じて緩やかな回復基調で推移しました。

住宅建設分野におきましては、新設住宅着工戸数において、賃貸住宅が好調を維持し、持ち家や分譲住宅にも回復の兆しがみられましたが、着工床面積では過去と比較しても低い水準で推移しており、厳しい環境が継続しております。一方、公共・商業建築（非住宅建築）分野においては、宿泊施設や工場・流通施設等を中心に民間による建設工事受注が好調に推移しております。

このような経営環境のもと、当社グループは、国内の新設住宅着工に左右されない事業構造への転換を進めました。その一つとして、主要な4つの国内製造子会社を統合することで、経営の効率化と人材の流動による組織の活性化、開発・製造・営業の一体化を図りました。

市場・分野別としては、住宅リフォーム市場では、TOTO(株)、YKK AP(株)と共同でTDYグリーンリモデルフェアを開催し、また、TDY名古屋コラボレーションショールームを新たに開設するなど、リフォームを予定しているエンドユーザーへの提案の場を充実させました。公共・商業建築分野では、ビジネスマッチングを目的とした当社プライベート展示会「テクノビジネスフェア」の開催や、同分野向け展示会「JAPANS HOP」や「国際ホテル・レストランショー」への出展などを通じ、新たな市場の顧客に対して当社独自の製品・技術力などを提案し、新市場・新用途の開拓を進めました。海外市場では、インドネシアに新たにドア工場の設立を決定し、今後成長するアジア新興国での事業拡大の準備を進めました。新築住宅市場では、今後の厳しい環境を見据え競争力を強化するため、デザイン・機能・品質をさらに強化した70周年記念新製品を発売し、市場への浸透に注力しました。

一方、利益面においては、合板などの輸入品を中心とした原材料コストの上昇に対して、各種合理化を進めるとともに、販売価格の改定を市場へ浸透させることで、改善を図りました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,681億41百万円（前年同期比0.4%減）、営業利益55億86百万円（前年同期比61.8%増）、経常利益52億81百万円（前年同期比13.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益39億88百万円（前年同期比45.8%増）となりました。

部門別の状況

(住空間事業)

住空間事業につきましては、主力の内装建材「ハピアシリーズ」を大幅に刷新した新製品や業界初となる新技術を採用したシート化粧床材「トリニティ」を発売し、住宅市場での売上拡大に努めました。特に、賃貸住宅向けでは、階下や隣室への音に関する市場ニーズの高まりから、防音を切り口とした製品の販売が好調に推移しました。また、公共・商業建築分野では、木材に樹脂を注入し硬化させる当社独自のWPC技術を活用し、比較的軟らかいとされる国産木材の杉などを土足用床材として提案し、多くの引き合いをいただいております。

一方、利益面におきましては、輸入品を中心とした原材料コストの上昇に対して国産木材の活用推進などで抑制を図るとともに、各種合理化を進めました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高862億56百万円（前年同期比0.6%増）、経常利益41億14百万円（前年同期比43.9%増）となりました。

(エコ事業)

エコ事業につきましては、注力している海外市場での販売増などによりMDFの売上が好調に推移しました。公共・商業施設向けでは、省施工・短工期で天井の耐震化が可能な、独自の新耐震天井工法「ダイケンハイブリッド天井」の提案を進めました。また、主に物流倉庫や店舗等の外装耐火下地材用途のダイライト不燃板を新たに開発し、軽量性による現場での作業効率の向上を特長とした新たな提案を開始いたしました。

一方、利益面におきましては、石化原料や木質原料のコストダウンを進めましたが、インシュレーションボードの売上の減少や一部製品の不具合による補修費用の計上の影響により、悪化しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高563億45百万円（前年同期比1.2%増）、経常利益8億12百万円（前年同期比46.0%減）となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、公共・商業建築分野を中心とした内装工事において、重点エリアとして取り組んでいる首都圏で売上を拡大することができましたが、近畿圏では工事需要が想定より伸びず、苦戦いたしました。また、住宅市場では、新築からリフォーム工事への転換を進めましたが、新築と同様にリフォーム需要の回復も遅れている環境下で、伸び悩みました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高139億78百万円（前年同期比15.2%減）、経常利益2億32百万円（前年同期比18.7%減）となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

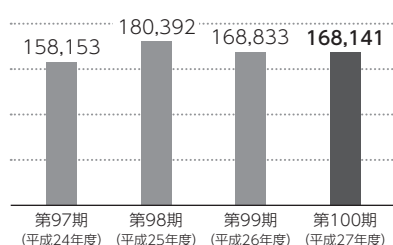
当連結会計年度における設備投資につきましては、安全環境整備及び維持更新を中心に実施しました。設備投資の所要資金は全て自己資金を充当しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	第 97 期 (平成24年度)	第 98 期 (平成25年度)	第 99 期 (平成26年度)	第 100 期 (当連結会計年度) (平成27年度)
売上高 (百万円)	158,153	180,392	168,833	168,141
経常利益 (百万円)	5,669	5,025	4,648	5,281
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,318	2,546	2,736	3,988
1株当たり当期純利益	10円51銭	20円29銭	22円34銭	32円93銭
自己資本当期純利益率 (ROE)	3.8%	7.0%	7.0%	9.8%
総資産 (百万円)	131,618	135,890	135,596	130,315
純資産 (百万円)	39,870	41,419	44,984	43,833
1株当たり純資産額	286円91銭	296円09銭	333円89銭	338円46銭

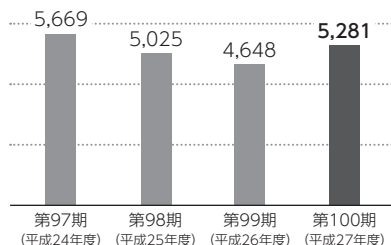
▶ 売上高

(単位：百万円)



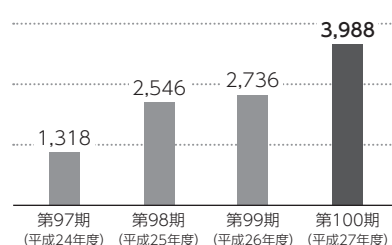
▶ 経常利益

(単位：百万円)



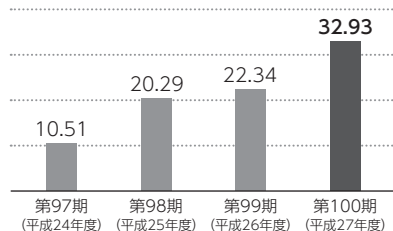
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



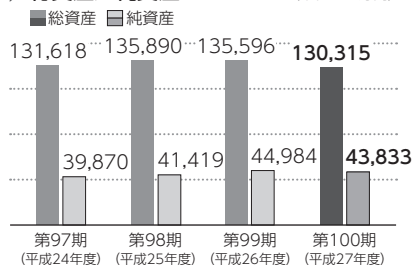
▶ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



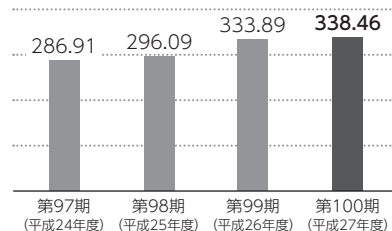
▶ 総資産／純資産

(単位：百万円)



▶ 1株当たり純資産額

(単位：円)



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダイフィット	30百万円	100.0%	木質内装建材製造
株式会社ダイウッド	50百万円	100.0%	木質内装建材製造
セトウチ化工株式会社	50百万円	51.0%	木質内装建材製造
富山住機株式会社	80百万円	100.0%	住宅機器製造
大建工業（寧波）有限公司	960万USドル	100.0%	住宅機器・木質内装建材製造
大建阿美昵体（上海）商貿有限公司	100万USドル	100.0%	建材・住宅機器販売
PT.DAIKEN DHARMA INDONESIA	850億ルピア	70.0%	住宅機器製造
株式会社ダイタック	10百万円	100.0%	畳おもて製造
会津大建加工株式会社	30百万円	100.0%	畳おもて製造
DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED	4,000万NZドル	100.0%	MDF製造
DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.	6,000万リンギット	75.0%	MDF製造
DAIKEN MIRI SDN.BHD.	14,996万リンギット	70.0%	MDF製造
C & H 株式会社	100百万円	51.0%	MDF販売
エコテクノ株式会社	30百万円	50.0%	廃木材加工
ダイケンエンジニアリング株式会社	450百万円	100.0%	内装工事
鉦工業株式会社	10百万円	(100.0%)	内装工事
三恵株式会社	15百万円	(100.0%)	内装工事
ダイケンホーム&サービス株式会社	20百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
株式会社スマイルアップ	40百万円	100.0%	リフォーム工事・修繕
ダイケン物流株式会社	50百万円	100.0%	不動産賃貸

- (注) 1. () は間接所有割合を含めた議決権比率であります。
2. PT.DAIKEN DHARMA INDONESIAは新たに設立したため、連結の範囲に含めております。
3. 三重ダイケン株式会社、井波大建工業株式会社、岡山大建工業株式会社及び東部大建工業株式会社は平成27年4月1日付で合併し、同日付で当該合併会社を当社に吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

今後につきましては、金融資本市場の変動や世界景気の下振れによる国内景気の減速、急激な為替・原油価格等の変動による原材料コストの高騰に注意が必要であります。

住宅建設分野におきましては、資材価格・工事費等の先高観や住宅ローンの低金利、各種政府の住宅取得・リフォームの支援策による消費者マインドの向上により、緩やかな回復が見込まれることが予想されます。一方、公共・商業建築分野においては、民間建設工事受注が上向いており、また、外国人観光客の増加に伴い宿泊施設・店舗等を中心として好調な需要が期待されます。

そのような環境のもと、当社グループは、2025年を見据えた長期ビジョン『GP25』で示しているありたい姿の実現に向け、平成28年度よりスタートする3カ年の中期経営計画『GP25 1st Stage』を策定いたしました。従来の取り組みや考え方から大転換を図り、新設住宅着工に左右されない事業構造の構築を進めてまいります。

そして、日本国内における『住宅用建材のメーカー』という企業像から、建材だけでなく、建材に使用する素材の供給から建材の施工・工事までを手掛け、また、住宅だけでなく、公共・商業建築分野、産業資材分野まで幅広く展開し、さらに、国内だけでなく、海外に展開する『建築資材の総合企業』を目指してまいります。

事業セグメント別では、ボードなどの素材を取り扱うエコ事業と施工・工事を手掛けるエンジニアリング事業での拡大を目指します。建材を主とする住空間事業では中長期的には落ち込むことが予想される新築住宅向けを住宅リフォーム市場及び公共・商業建築分野でカバーすることで維持・拡大を狙います。エコ事業では、公共・商業建築分野及び建築以外の産業資材分野への用途展開を強化してまいります。エンジニアリング事業では、住空間事業とエコ事業とのシナジー効果を最大限に発揮させ、省施工製品・工法等の開発による差別化を進めるとともに、M&Aなど積極的な投資を行い、さらなる拡大を図ります。また、前述の3事業に続く、次代の新規事業の発掘のため、積極的な資源投入を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

- ・ 住空間事業……………内装建材及び住宅機器等の製造販売
- ・ エコ事業……………エコ素材（インシュレーションボード、ダイロートン、MDF、ダイライト、畳おもて）の製造販売
- ・ エンジニアリング事業……………マンション等の内装工事、戸建住宅のリフォーム工事及びビル店舗等の内装工事の設計、施工

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

主要な営業所：札幌、仙台、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、福岡、シンガポール

販売会社：大建阿美昵体（上海）商貿有限公司（中国）、C&H株式会社（東京、大阪）

国内生産工場：三重工場（三重県津市）、井波工場（富山県南砺市）、岡山工場（岡山市南区）、高萩工場（茨城県高萩市）、株式会社ダイフィット（鳥取県倉吉市）、株式会社ダイウッド（三重県伊賀市）、セトウチ化工株式会社（岡山市南区）、富山住機株式会社（富山県砺波市）、株式会社ダイタック（岡山市南区）、会津大建加工株式会社（福島県会津若松市）

海外生産工場：大建工業（寧波）有限公司（中国）、PT.DAIKEN DHARMA INDONESIA（インドネシア）、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.（マレーシア）、DAIKEN MIRI SDN.BHD.（マレーシア）

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,060名	131名 減

(注) 使用人数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,247百万円
農林中央金庫	3,240
三井住友信託銀行株式会社	3,210
株式会社みずほ銀行	1,542

2 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 398,218,000株

② 発行済株式の総数 125,875,219株

（注）平成27年6月5日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて5,000,000株減少しております。

③ 株主数 5,004名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	31,948,000株	26.5%
株式会社三井住友銀行	4,934,903	4.1
住友生命保険相互会社	4,656,000	3.9
大建工業取引先持株会	3,529,000	2.9
三井住友信託銀行株式会社	3,440,000	2.9
住友林業株式会社	3,191,000	2.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,118,000	2.6
丸紅株式会社	2,821,942	2.3
日本生命保険相互会社	2,728,346	2.3
三井住友海上火災保険株式会社	2,608,000	2.2

（注）1. 当社は、自己株式を5,358,365株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 （代表取締役）	澤木良次	
取締役社長 （代表取締役）	億田正則	執行役員社長
取締役副社長 （代表取締役）	金坂和正	執行役員副社長 危機管理、管理機能部門担当
取締役	渋谷達夫	常務執行役員 国内事業本部長兼調達改革本部長兼秋葉原テクニカルスペース部長 マーケティング担当
取締役	加藤智明	常務執行役員 海外事業本部長兼東京本部長 MDF事業担当 ホクシン株式会社 社外取締役
取締役	照林尚志	常務執行役員 財務経理部長兼情報システム部長、貿易管理担当
取締役	鈴木憲	伊藤忠商事株式会社 木材・建材部長 伊藤忠建材株式会社 取締役
取締役	相原隆	関西学院大学法学部・大学院法学研究科教授、弁護士
取締役	水野浩児	追手門学院大学経営学部・大学院経営学研究科准教授、独立行政法人中小企業基盤整備機構企業連携アドバイザー
常勤監査役	今村喜久雄	
常勤監査役	島田睦博	
監査役	蓮沼彰夫	TOTO株式会社 顧問
監査役	井上雅文	東京大学教授、独立行政法人科学技術振興機構低炭素社会戦略センター特任研究員

- (注) 1. 取締役相原 隆及び取締役水野浩児の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役蓮沼彰夫及び監査役井上雅文の両氏は、社外監査役であります。
 3. 上記以外に取締役を兼務しない執行役員が13名おります。
 4. 当社は、取締役相原 隆、取締役水野浩児、監査役蓮沼彰夫及び監査役井上雅文の各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役（鈴木 憲、相原 隆及び水野浩児の3氏）及び監査役（今村喜久雄、島田睦博、蓮沼彰夫及び井上雅文の4氏）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

6. 平成28年4月1日付で次のとおり地位、担当等が変更になっております。

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	金坂和正	
取締役	渋谷達夫	専務執行役員 国内担当兼S R営業推進部長 研究開発担当
取締役	加藤智明	専務執行役員 海外担当兼海外事業本部長兼東京本部長 危機管理、情報管理担当 ホクシン株式会社 社外取締役
取締役	照林尚志	常務執行役員 財務経理部長 貿易管理、I R担当
取締役	鈴木 憲	伊藤忠商事株式会社 生活資材第一部長 伊藤忠建材株式会社 取締役
取締役	水野浩児	追手門学院大学経営学部・大学院経営学研究科教授、追手門学院大学ベンチャービジネス研究所所長、独立行政法人中小企業基盤整備機構企業連携アドバイザー
監査役	井上雅文	東京大学教授

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
今村喜久雄	平成27年6月26日	任期満了	取締役
山中健司	平成27年6月26日	任期満了	取締役
伊藤章倫	平成27年6月26日	任期満了	常勤監査役
水野浩児	平成27年6月26日	任期満了	社外監査役 追手門学院大学経営学部・大学院経営学研究科准教授、独立行政法人中小企業基盤整備機構企業連携アドバイザー

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	11名 (2)	233百万円 (10)
監 査 役 (うち社外監査役)	6 (3)	44 (6)
合 計 (うち社外役員)	17 (5)	278 (17)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会において月額35百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。
 4. 上記には、平成27年6月26日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役2名に支給した報酬等を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

- 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 監査役蓮沼彰夫氏は、TOTO株式会社顧問であります。同社と当社は、販売を含む包括業務提携を締結しております。
- 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取 締 役 相 原 隆	取締役会は13回開催中全てに出席しました。主に大学教授及び弁護士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
取 締 役 水 野 浩 児	平成27年6月26日就任後、取締役会は10回開催中9回出席しました。主に大学准教授の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を積極的に行っております。
監 査 役 蓮 沼 彰 夫	取締役会は13回開催中全てに出席し、監査役会は14回開催中全てに出席しました。取締役会においては意思決定の適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 井 上 雅 文	平成27年6月26日就任後、取締役会は10回開催中全てに出席し、監査役会は11回開催中全てに出席しました。取締役会においては意思決定の適正性を確保するための質問、助言を積極的に行い、また、監査役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名 称 仰星監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、大建工業（寧波）有限公司（中国）、大建阿美昵体（上海）商貿有限公司（中国）、DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED（ニュージーランド）、DAIKEN SARAWAK SDN.BHD.（マレーシア）及びDAIKEN MIRI SDN.BHD.（マレーシア）は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 監査役会は、前事業年度の監査実績を分析・評価するとともに、当事業年度の監査計画における監査日数と時間などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- (注) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、見直しを行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コーポレート・ガバナンス

- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規則」、「経営理念」及び「企業行動基準」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- ロ. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」「業務分掌規程」及び「決裁・権限規程」等の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- ハ. 取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務執行の状況を取締役に報告する。
- 二. 取締役会の監督機能を強化するとともに意思決定の透明性確保のため、社外取締役を複数名招聘する。
- ホ. 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部統制担当部門と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性について監査を実行する。

2. コンプライアンス

- イ. 取締役、執行役員及び使用人は、「経営理念」及びコンプライアンスに係る規程を盛り込んだ「企業行動基準」に則り行動するものとする。また、取締役会は、「企業行動基準」が広く浸透し、遵守されるよう努める。
- ロ. 「リスク&コンプライアンスマネジメント委員会」（略称：RCM委員会、以下「RCM委員会」と言う）を設置し、コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス担当部門」を設置する。
- ハ. RCM委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスを統轄管理するとともに、コンプライアンス担当部門が、具体策の推進と予防策の徹底、教育等を行う。
- 二. 法令上疑義のある行為等について使用人が危機管理担当役員や監査役に直接情報提供を行う手段として「内部通報制度規程」に基づいたコンプライアンス・ホットラインを設置し、コンプライアンス違反の未然防止と早期発見を行う。

3. 財務報告の適正性確保のための体制整備

- イ. 「経理規程」その他の社内規程を整備するとともに、財務報告及び会計処理の内部統制の体制整備を推進する「内部統制担当部門」を設け、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- ロ. 「情報開示委員会」を設置し、情報開示の適正性を確保する。

4. 内部監査

取締役社長直轄の内部統制担当部門は、「内部監査規程」及び「内部監査規程細則」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、取締役社長及び監査役に対し、その結果を報告する。また、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1. 情報の保存及び管理に関する「情報管理規程」「文書管理規則」その他の社内規程を定め、情報の適正な保存と管理を図る。
- 2. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、「情報管理規程」「文書管理規則」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
- 3. 取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1. コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、「危機対応マニュアル」を策定し、対応部門、対策本部を定める。当社グループ全体におけるリスク状況の監視及び全社的対応を適切に行うため「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を強化する。
- 2. 代表取締役を委員長とし、関係部門責任者で構成する「RCM委員会」を設置し、リスクの洗い出し・評価・対応等の管理体制を有効に機能させるため、各種規程、マニュアルを整備し、定期的に検証を実施する。
- 3. 人命リスク及び経済的リスクが大きい災害については、「災害対策BCPマニュアル」を策定し、人命を最優先に地域社会復興への貢献などを含めた早期事業復興の手順を定め、安否確認から復興対策活動を展開する。

4. 与信リスクについては、信用限度に関する社内規程の定めるところに従い、与信リスクの未然防止を図る。
5. 投資リスクについては、「投資アセスメント委員会」等で審議し、その審議結果を踏まえて取締役会または執行常務会において審査し、投資可否を決議する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 執行役員制

- イ. 取締役会の意思決定の迅速化、監督機能の強化のため、執行役員制を採用する。
- ロ. 執行役員は、独立社外取締役が過半数を占める「指名・報酬委員会」の事前審議を経て、取締役会で選任するものとし、法令、定款、取締役会決議及び「執行役員規程」その他の社内規程に従い、一定分野の業務執行に従事するものとする。
- ハ. 執行役員は、所管する分野の具体的目標と達成のための効率的な方法を定め、業務の執行を行う。また、業務の執行状況を執行常務会等に定期的に報告し、効率的な業務執行に努める。

2. 職務権限・責任の明確化

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務権限規程」「業務分掌規程」「決裁・権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社管理体制

子会社毎に担当役員を定め、当該担当役員及び主管部門が子会社の経営管理及び経営指導に当たるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保し、子会社の担当役員は、必要に応じて執行常務会等または親会社監査役に報告する。また、子会社の取締役等の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「決裁・権限規程」において子会社に関する事項を定め、権限及び責任の明確化を図る。

2. コンプライアンス

各子会社に推進責任者を置き、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する。コンプライアンス担当部門は子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス施策を横断的に推進し、管理する。

3. 内部監査

子会社の業務活動全般についても内部統制担当部門による内部監査の対象とする。内部統制担当部門は、当社グループとしての内部監査体制の構築を推進するとともに、各子会社の監査役等と連携し当社グループとしての監査の質的向上に努める。

⑥ **監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示事項の実効性の確保に関する事項**

監査役は、監査業務に使用人の補助が必要な場合は、補助すべき使用人を選定することができる。監査役から監査業務に必要な補助の命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役などの指揮命令を受けないものとする。

⑦ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

1. 監査役会は社外監査役2名を含む4名体制で構成し、監査役は執行常務会等の重要な会議に出席して取締役の職務の執行が効率的に行われることを監視する。
2. 取締役または使用人及び子会社の担当役員または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。

⑧ **監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役への報告者に対して、当該報告によって、いかなる不利な扱いも行ってはならないものとし、取締役、執行役員及び使用人は、これを遵守するものとする。

⑨ **監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について生じる費用の前払いまたは債務の処理については、監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑩ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

1. 監査役は、内部統制担当部門との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換をするなど、密接な情報交換及び連携を図る。
2. 監査役と取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

⑪ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会にて決議し、運用しております。また、本方針については、継続的に見直しを図り、より適切な内部統制システムの構築に努めております。主な運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. コーポレート・ガバナンス

取締役会は、独立社外取締役2名を含めた取締役9名を構成員とし、平成27年度に13回開催いたしました。その中で、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な案件を審議・決定するとともに、取締役の業務執行の適法性の確保や効率性の向上のための監督を行いました。なお、取締役会は、取締役会の実効性を高め、企業価値の向上を図ることを目的として、平成27年度における取締役会の実効性について、分析・評価を行いました。その結果、取締役会は、経営上重要な意思決定と業務執行の監督を適切に行うための実効性が十分に確保されていることが確認できました。

2. コンプライアンス及びリスク管理

「RCM委員会」を平成27年度に3回開催し、情報管理、品質性能不適合品の流出防止、環境法令遵守、災害対策等に関する報告及び施策立案・推進を行いました。また、コンプライアンス違反の未然防止と早期発見のため、社内イントラネットを活用したグループ内への内部通報制度及びコンプライアンス・ホットラインの周知を行いました。

3. 子会社の業務の適正性確保

子会社の意思決定に対しては、「決裁・権限規程」の子会社に関する事項に準じて、重要事項について執行常務会で審議するとともに、各子会社の担当役員より必要に応じて報告を受け、状況の確認を行いました。

4. 監査体制

監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による執行常務会その他の重要な会議への出席ならびに取締役・使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制の整備、運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制と効率的な運用を行うための助言を行っております。また、監査役は会計監査人、内部統制担当部門など内部統制に係る組織と適宜、情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。なお、当社は、監査役の職務を補助する専属の使用人を内部統制担当部門より1名選任し、配置しております。内部監査については、関連規程に基づき、独立専任の内部統制担当部門が作成した内部監査計画のもと、業務・会計監査、子会社監査を実施しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	69,252	流動負債	61,378
現金及び預金	11,134	支払手形及び買掛金	23,819
受取手形及び売掛金	37,372	短期借入金	8,078
商品及び製品	9,018	1年内返済予定の長期借入金	4,730
仕掛品	3,188	リース債務	41
原材料及び貯蔵品	4,727	未払金	17,742
繰延税金資産	1,953	未払法人税等	643
その他	2,086	未払消費税等	527
貸倒引当金	△229	賞与引当金	1,749
固定資産	60,980	製品保証引当金	988
有形固定資産	38,413	繰延税金負債	45
建物及び構築物	8,823	その他	3,010
機械装置及び運搬具	9,884	固定負債	25,103
土地	15,621	社債	10,400
リース資産	180	長期借入金	8,015
建設仮勘定	2,119	リース債務	172
その他	1,784	繰延税金負債	933
無形固定資産	2,432	製品保証引当金	2,080
のれん	12	退職給付に係る負債	3,228
ソフトウェア	2,093	のれん	53
その他	326	その他	219
投資その他の資産	20,135	負債合計	86,482
投資有価証券	15,286	純資産の部	
退職給付に係る資産	1,373	株主資本	38,519
繰延税金資産	1,440	資本	13,150
その他	2,081	本剰余金	11,655
貸倒引当金	△46	利益剰余金	15,143
繰延資産	82	自己株式	△1,429
社債発行費	82	その他の包括利益累計額	2,269
資産合計	130,315	その他有価証券評価差額金	3,413
		繰延ヘッジ損益	163
		為替換算調整勘定	257
		退職給付に係る調整累計額	△1,563
		非支配株主持分	3,043
		純資産合計	43,833
		負債純資産合計	130,315

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		168,141
売上原価		127,452
売上総利益		40,689
販売費及び一般管理費		35,102
営業利益		5,586
営業外収益		
受取利息	64	
受取配当金	318	
受取賃貸料	173	
生命保険配当金	57	
負のれん償却額	11	
持分法による投資利益	44	
貸倒引当金戻入額	52	
雑収	515	1,239
営業外費用		
支払上債権	351	
売上債権	143	
為替	55	
雑支	909	
利息引損	84	1,544
経常利益		5,281
特別利益		
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	7	
受取保険金	2,601	
その他	109	2,726
特別損失		
固定資産除却損	441	
のれん償却額	686	
その他	4	1,133
税金等調整前当期純利益		6,875
法人税、住民税及び事業税	726	
法人税等調整額	2,000	2,727
当期純利益		4,148
非支配株主に帰属する当期純利益		159
親会社株主に帰属する当期純利益		3,988

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	13,150	11,850	13,478	△2,302	36,177
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,093		△1,093
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,988		3,988
自 己 株 式 の 取 得				△357	△357
自 己 株 式 の 消 却		△0	△1,229	1,229	-
連 結 範 囲 の 変 動		△195			△195
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△195	1,664	872	2,342
当 期 末 残 高	13,150	11,655	15,143	△1,429	38,519

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	3,158	83	1,303	△148	4,396	4,410	44,984
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,093
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							3,988
自 己 株 式 の 取 得							△357
自 己 株 式 の 消 却							-
連 結 範 囲 の 変 動							△195
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	254	80	△1,046	△1,415	△2,126	△1,367	△3,493
当 期 変 動 額 合 計	254	80	△1,046	△1,415	△2,126	△1,367	△1,151
当 期 末 残 高	3,413	163	257	△1,563	2,269	3,043	43,833

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

「事業報告」の「1 企業集団の現況 (3) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

なお、当社は、平成27年1月30日開催の取締役会決議に基づき、平成27年4月1日付で三重ダイケン(株)、岡山大建工業(株)及び東部大建工業(株)を井波大建工業(株)に吸収合併し、同日付で井波大建工業(株)を当社に吸収合併いたしました。これにより三重ダイケン(株)、岡山大建工業(株)、東部大建工業(株)及び井波大建工業(株)を連結の範囲から除外しております。また、PT.DAIKEN DHARMA INDONESIAは新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

DAIKEN ENGINEERING (S) PTE.LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称

株式会社岡山臨港

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社

DAIKEN ENGINEERING (S) PTE.LTD.

関連会社

友美工業株式会社

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…………… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております）

時価のないもの…………… 主として移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産…………… 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。なお、半成工事については個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）（リース資産を除く）については定額法）を採用しております。

② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金…………… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金…………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金…………… 主として製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

- (5) のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費は償還期間（5年）にわたり定額法により償却を行っております。
 - ② ヘッジ会計の方法
 - a. ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨オプションについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
 - b. ヘッジ手段とヘッジ対象…………… 為替予約及び通貨オプションを手段とし、外貨建債権債務及び外貨建予定取引を対象としております。金利スワップを手段とし、借入金を対象としております。
 - c. ヘッジ方針…………… 当社の内部規定である「金融派生商品管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
 - d. ヘッジ有効性評価の方法…………… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっております金利スワップについては有効性の評価を省略しております。
 - ③ 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。
 - ④ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 - a. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - b. その他の工事
工事完成基準
 - ⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用についても連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。
4. 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社のうち、大建工業（寧波）有限公司及び大建阿美昵体（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。また、PT.DAIKEN DHARMA INDONESIAの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

5. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した32.22%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.81%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.58%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は118百万円減少し、法人税等調整額が161百万円、その他有価証券評価差額金が80百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が0百万円、退職給付に係る調整累計額が36百万円それぞれ減少しております。

会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、当連結会計年度末の資本剰余金が195百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物及び構築物	744百万円
機械装置及び運搬具	692
土地	1,361
その他流動資産	1,386
その他固定資産	503
計	4,687
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	230百万円
1年内返済予定の長期借入金	326
長期借入金	435
計	992
(3) 宅地建物取引業に伴う供託	
投資有価証券	34百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	64,142百万円
3. 偶発債務	
債権流動化に伴う買戻し義務	1,353百万円
4. 受取手形裏書譲渡高	1,740百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5か月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、電力料の変動リスクに対するヘッジを目的としたエネルギーデリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「3. 会計方針に関する事項

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ②「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理のガイドラインに従い、営業債権について、各事業部門及び与信管理担当部門が取引先の信用状況を定期的に把握し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理のガイドラインに準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、内部管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。なお、一部の連結子会社は当社の管理規程に従い、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び一部を除く連結子会社は、資金調達の合理化を目的としてCMSを導入しており、各部署及び連結子会社からの報告に基づき、財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、一部の連結子会社は自社で資金調達を行っており、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	11,134	11,134	－
(2) 受取手形及び売掛金	37,372	37,372	－
(3) 投資有価証券	13,909	13,910	1
資産計	62,416	62,417	1
(1) 支払手形及び買掛金	23,819	23,819	－
(2) 短期借入金	8,078	8,078	－
(3) 未払金	17,742	17,742	－
(4) 社債	10,400	10,480	80
(5) 長期借入金	12,746	12,820	73
負債計	72,786	72,941	154
デリバティブ取引（※）	242	242	－

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	1,377

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,134	—	—	—
受取手形及び売掛金	37,372	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	34	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	—	—
合計	48,507	34	—	—

その他の注記

(記載金額に関する注記)

連結計算書類中の記載金額は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を除き、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	61,144
現金及び預金	7,471
受取手形	3,612
売掛金	30,080
商品及び製品	8,465
仕掛品	1,044
原材料及び貯蔵品	2,047
前払費用	500
繰延税金資産	1,820
関係会社短期貸付金	5,440
その他の貸倒引当金	725
	△65
固定資産	55,206
有形固定資産	24,526
建物	4,080
構築物	666
機械及び装置	4,774
車両運搬具	33
工具、器具及び備品	537
土地	12,869
リース資産	164
建設仮勘定	1,397
その他	2
無形固定資産	2,194
ソフトウェア	2,015
その他	179
投資その他の資産	28,486
投資有価証券	14,219
関係会社株式	8,148
関係会社出資金	356
関係会社長期貸付金	650
繰延税金資産	558
その他の貸倒引当金	4,594
	△42
繰延資産	82
社債発行費	82
資産合計	116,433

科目	金額
負債の部	
流動負債	54,301
支払手形	2,305
買掛金	19,050
短期借入金	5,100
1年内返済予定の長期借入金	4,403
リース負債	31
未払金	17,511
未払法人税等	478
前受り金	57
預り金	2,141
賞与引当金	1,415
製品保証引当金	1,083
その他	722
固定負債	23,063
社債	10,400
長期借入金	7,580
リース負債	166
製品保証引当金	2,302
退職給付引当金	2,547
その他	67
負債合計	77,364
純資産の部	
株主資本	35,697
資本金	13,150
資本剰余金	11,850
利益剰余金	11,850
利益剰余金	12,125
その利益剰余金	2,709
配当引当金	9,416
別途積立金	485
繰越利益剰余金	5,000
自己株式	3,931
	△1,429
評価・換算差額等	3,371
その他有価証券評価差額金	3,408
繰延ヘッジ損益	△36
純資産合計	39,069
負債純資産合計	116,433

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		144,666
売上原価		110,037
売上総利益		34,628
販売費及び一般管理費		31,215
営業利益		3,413
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	723	
雑収入	771	1,495
営業外費用		
支払利息	261	
雑支出	281	542
経常利益		4,365
特別利益		
固定資産売却益	2	
抱合せ株式消滅差益	2,948	
その他の	2,717	5,668
特別損失		
固定資産除却損	410	
その他の	3,155	3,565
税引前当期純利益		6,468
法人税、住民税及び事業税	440	
法人税等調整額	1,827	2,267
当期純利益		4,201

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					配当引当積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	13,150	11,850	0	11,850	2,709	485	5,000	2,053	10,247
当期変動額									
剰余金の配当								△1,093	△1,093
当期純利益								4,201	4,201
自己株式の取得									
自己株式の消却			△0	△0				△1,229	△1,229
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△0	△0	-	-	-	1,877	1,877
当期末残高	13,150	11,850	-	11,850	2,709	485	5,000	3,931	12,125

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,302	32,946	3,150	76	3,226	36,173
当期変動額						
剰余金の配当		△1,093				△1,093
当期純利益		4,201				4,201
自己株式の取得	△357	△357				△357
自己株式の消却	1,229	-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			258	△112	145	145
当期変動額合計	872	2,750	258	△112	145	2,895
当期末残高	△1,429	35,697	3,408	△36	3,371	39,069

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金……………主として製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は償還期間（5年）にわたり定額法により償却を行っております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法…………… 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨オプションについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象…………… 為替予約及び通貨オプションを手段とし、外貨建債権債務及び外貨建予定取引を対象としております。金利スワップを手段とし、借入金を対象としております。
- ③ ヘッジ方針…………… 当社の内部規定である「金融派生商品管理規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…………… ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっております金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

5. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.22%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.81%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.58%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は105百万円減少し、法人税等調整額が185百万円、その他有価証券評価差額金が80百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が0百万円減少しております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

1. 前事業年度において、独立掲記していた「流動資産」の「商品」は、当事業年度において「商品及び製品」に含めて表示しております。
2. 前事業年度において、独立掲記していた「流動資産」の「貯蔵品」は、当事業年度において「原材料及び貯蔵品」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産
宅地建物取引業に伴う供託
投資有価証券 19百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 40,166百万円
3. 保証債務
下記会社の銀行借入金に対し、次のとおり保証を行っております。
大建工業（寧波）有限公司 1,052百万円
DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED 1,512
DAIKEN MIRI SDN.BHD. 80

計 2,645
4. 偶発債務
債権流動化に伴う買戻し義務 1,353百万円
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 7,099百万円
長期金銭債権 650
短期金銭債務 11,078

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	41,579百万円
営業取引以外の取引による取引高	2,066

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	5,358,365株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

固定資産の減損	251百万円
投資有価証券評価損	266
賞与引当金	435
製品保証引当金	978
退職給付引当金	1,645
繰越欠損金	2,058
その他	608
繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	△701
繰延税金資産合計	5,544

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,503
退職給付信託設定益	△1,136
その他	△525
繰延税金負債合計	△3,165
繰延税金資産の純額	2,378

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	1,820百万円
固定資産—繰延税金資産	558
流動負債—繰延税金負債	—
固定負債—繰延税金負債	—

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備の一部、営業用自動車、電子計算機及びその周辺機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社	伊藤忠商事株式会社	被所有 直接 26.5%	商品の購入	商品の購入 (注)	13,689	買掛金	5,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 仕入原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社ダイフィット	所有 直接 100.0%	商品の購入 商品の販売 資金の貸付	商品の購入 (注1)	4,334	買掛金	1,403
子会社	株式会社ダイウッド	所有 直接 100.0%	商品の購入 商品の販売 資金の貸付	利息の受取 (注2) 資金の貸付	25 1	関係会社短期貸付金	1,222
子会社	セトウチ化工株式会社	所有 直接 51.0%	商品の購入 商品の販売 役員の兼任	商品の購入 (注1)	5,186	買掛金	1,317

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	DAIKEN NEW ZEALAND LIMITED	所有 直接 100.0%	商品の購入 商品の販売 債務保証 役員の兼任	債務保証 保証料の受入 (注3)	1,512 6	—	—
子会社	ダイケン物流株式会社	所有 直接 100.0%	倉庫の賃借 固定資産の賃貸 資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 利息の受取 (注2) 債権放棄 (注4)	171 100 1,660	関係会社短期貸付金	2,684

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製造原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

(注2) 当社の調達金利及び市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 市場の実勢を勘案して決定しております。

(注4) ダイケン物流株式会社の返済能力を検討し、貸付金の一部を債権放棄したものであります。

3. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠建材株式会社	—	商品の購入 商品の販売	商品の販売 (注)	8,397	売掛金	3,150

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 仕入原価等を勘案して双方で協議のうえ決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 324円18銭

1株当たり当期純利益 34円70銭

その他の注記

(記載金額に関する注記)

計算書類中の記載金額は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を除き、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

大建工業株式会社
取締役会 御中

平成28年5月16日

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 向 山 典 佐 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 寺 本 悟 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 田 邊 太 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大建工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大建工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

大建工業株式会社
取締役会 御中

平成28年5月16日

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 向 山 典 佐 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 寺 本 悟 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 田 邊 太 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大建工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

大建工業株式会社 監査役会

常勤監査役 今村喜久雄 ㊟

常勤監査役 島田睦博 ㊟

社外監査役 蓮沼彰夫 ㊟

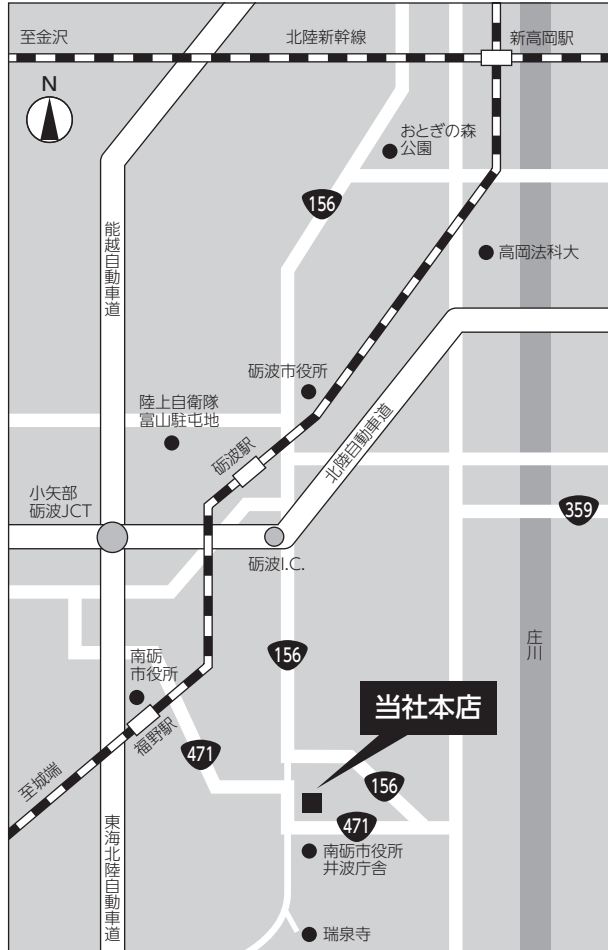
社外監査役 井上雅文 ㊟

以上

第100回定時株主総会 会場ご案内図

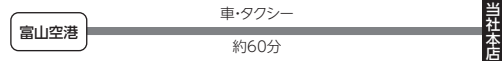
株主総会会場

富山県南砺市井波1番地1 当社本店(井波工場)

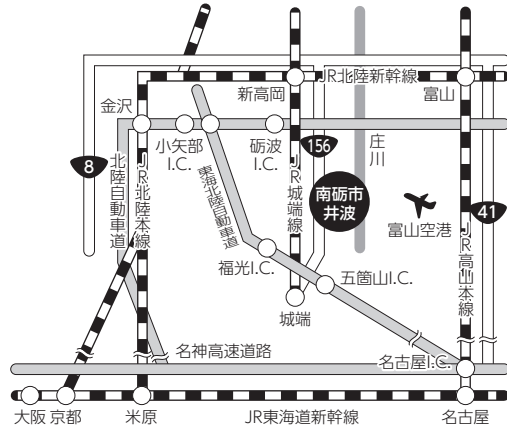


アクセス

飛行機をご利用の方



電車をご利用の方



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。